

改正

平成11年3月24日条例第3号

平成14年3月27日条例第9号

平成14年9月20日条例第27号

平成18年4月1日条例第28号

平成20年4月1日条例第11号

平成22年3月24日条例第17号

平成28年3月25日条例第12号

令和4年3月24日条例第8号

千歳市農業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、農業（林業を含む。以下同じ。）が市の経済発展に果たす役割の重要性に鑑み、農業経営の強化を図るために必要な助成等の措置を講ずることにより、農業者、生産組織及び農業団体の主体的な努力と創意工夫を基調とする効率的かつ安定的な農業経営の育成を促し、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 自ら農業を営む個人をいう。
- (2) 生産組織 農産物の生産に関する活動を行い、農業用施設若しくは機械器具を利用し、又は農産物の販売の促進若しくは特産品の普及に係る事業を行うことを目的とする組織であって規則で定めるもの及び農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項の農地所有適格法人をいう。
- (3) 農業団体 農業協同組合、森林組合その他の規則で定める団体をいう。
- (4) 農産物 農産物、畜産物及び林産物をいう。
- (5) 種畜 牛及び豚の種雄畜及び種雌畜をいう。
- (6) 農業用施設 農舎、畜舎、農産物乾燥施設等の農産物の生産、貯蔵又は加工に必要な施設をいう。
- (7) 機械器具 農林作物若しくは花きの栽培又は家畜の飼料調整に係る加工、試験、検査、測定又は開発を行うために必要な機械器具をいう。

(8) 投資額 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで、第6号、第7号及び第9号に掲げる資産のうち、農業の用に直接供する資産の取得価格（国等の助成を受けた場合にあつては、当該助成相当額を除く。）をいう。

（施策）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項につき必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営体質の強化、農地の流動化その他経営基盤の強化に関すること。
- (2) 経営の近代化を推進するため、協業化等生産の組織化に関すること。
- (3) 近代的な農業を営む農業者及び担い手の育成に関すること。
- (4) 地力の増進及び生産性の向上に関すること。
- (5) 都市と農村の交流の促進に関すること。
- (6) 農村地区の景観、生活環境及び生産基盤の整備並びに環境の保全に関すること。
- (7) その他農業及び農村の振興に関すること。

（助成又は貸付けの対象）

第4条 助成又は貸付けを受けることができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定に基づく市の農業振興地域内（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の規定に基づく市街化区域に編入が予定されている特別保留区域を除く。以下単に「農業振興地域内」という。）又は森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定に基づく市の森林整備計画の対象地域内（以下「森林整備計画地域内」という。）で農業に従事する農業者
- (2) 生産組織及び農業団体
- (3) 農業振興地域内又は森林整備計画地域内において新たに農業を始めようとする個人であつて規則で定めるもの（第12条の2において「新規就農者」という。）

（国等の補助及び融資制度の活用）

第5条 農業者及び生産組織は、この条例に基づく助成、融資又は種畜の貸付けを受けようとするときは、国等の補助又は制度資金の活用を図らなければならない。

（農業の持続可能性の確保に対する助成）

第6条 市長は、農業者又は生産組織（以下「農業者等」という。）が農業における食品の安全性の向上、環境の保全、労働災害の防止等の持続可能性を確保するため規則で定める認証に係る審査を受けるときは、千歳市基金条例（昭和39年千歳市条例第22号）第2条第1項第2号の農業振

興基金（以下「千歳市農業振興基金」という。）を財源として、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

（農業用施設等の設置又は導入に対する助成）

第7条 市長は、農業者等が経営の近代化を図るため、新たに農業用施設又は機械器具（以下「農業用施設等」という。）を設置し、又は導入した場合において、その投資額が3,000万円を超えるときは、当該資産に対し2年の各年において課税される固定資産税のうち投資額により取得した資産に対して課税される固定資産税相当額の助成金を交付することができる。

2 前項の助成金は、当該農業用施設等を農業の用に供した日以降に最初に固定資産税が課税される年度から交付するものとし、当該固定資産税の全部が納付された後に交付する。

（都市と農村の交流事業に対する助成）

第8条 市長は、農業者等又は農業団体が都市と農村の交流を目的に規則で定める交流事業を実施するときは、千歳市農業振興基金を財源として、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

（農村景観の整備に対する助成）

第8条の2 市長は、農業者等が農村景観の整備を目的に規則で定める事業を実施するときは、千歳市農業振興基金を財源として、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

（農産物のブランド化に対する助成）

第9条 市長は、生産組織又は農業団体が農産物のブランド化を図ることを目的に規則で定める事業を実施するときは、千歳市農業振興基金を財源として、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

（農業被害の防止に対する助成）

第10条 市長は、次の各号に掲げる者が有害鳥獣に係る農業被害を未然に防止するため、当該各号に定める対策を実施するときは、千歳市農業振興基金を財源として、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

- （1） 農業者等 規則で定める施設を設置するとき。
- （2） 農業者 規則で定める狩猟免許を取得するとき。

（女性農業者に対する助成）

第11条 市長は、女性の農業者が農業に従事するため、規則で定める試験若しくは検定を受けるとき、又は規則で定める講習若しくは研修に参加するときは、千歳市農業振興基金を財源として、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(研修参加に対する助成)

第12条 市長は、農業者が栽培技術等の向上を図るため規則で定める研修に参加するときは、千歳市農業振興基金を財源として、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(新規就農者等に対する助成)

第12条の2 市長は、新規就農者及びその者を就農研修先として受け入れる農業者に対し、千歳市農業振興基金を財源として、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(生産基盤の整備に対する助成)

第13条 市長は、農業者等又は農業団体が生産基盤の整備を目的に規則で定める事業を実施するときは、千歳市農業振興基金を財源として、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(家畜伝染病等の防疫事業に対する助成)

第13条の2 市長は、農業者等が規則で定める家畜伝染病等の防疫事業を実施するときは、千歳市農業振興基金を財源として、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(種畜の貸付け)

第14条 市長は、農業者等又は農業団体の家畜の改良増殖を図るため必要と認めるときは、種畜を貸付けすることができる。

(種雌畜等の取扱い)

第15条 種雌牛の貸付けを受けたものは、借受け後最初に生産され、市長の検査に合格した生後10箇月以上の雌牛1頭を市に納入しなければならない。

- 2 前項の規定により納入された雌牛（以下「納入雌牛」という。）が貸付種雌牛と同数に達したときは、貸付期間中であっても当該貸付種雌牛を無償で払い下げるものとする。
- 3 貸付期間満了の場合において、納入雌牛が貸付種雌牛と同数に達しないときは、雌牛を納入できなかった種雌牛については時価をもって払い下げ、雌牛を納入した種雌牛については無償で払い下げるものとする。
- 4 納入雌牛は、農業者等に時価で払い下げることができる。この場合において、払下げに関し必要な事項は、市長が定める。

第16条 種雌豚は、貸付期間満了後20日以内に貸付時の時価をもって払い下げるものとする。

第17条 市長は、前2条の規定にかかわらず、貸付期間中であっても必要と認めるときは、貸付種雌畜を時価をもって払い下げることができる。

(種雄畜の取扱い)

第18条 種雄畜の貸付けを受けたものは、貸付料として1年につき貸付種雄畜の時価の5パーセン

トを納付しなければならない。

2 貸付料は、毎年4月末日までにその年度分を徴収する。

3 年度途中の貸付け又は年度途中に種付用適齢に達した種雄畜に係る貸付料は、その貸付けの日又は種付用適齢に達した日の属する月から起算し、第1項の貸付料を月割りで計算する。

第19条 市長は、種雄畜の貸付けを受けたものが規則で定める期間借り受け、その成績が特に良好と認めるときは、そのものの申出により当該貸付種雄畜を払い下げることができる。

(種畜の貸付期間等)

第20条 種畜の貸付期間、管理その他の必要な事項については規則で定める。

(農業振興資金及び養豚振興資金の貸付け)

第21条 市長は、農業者等が経営構造の改善若しくは経営の近代化又は養豚経営の安定を図るため資金を必要とするときは、千歳市農業振興基金の運用により、予算の範囲内において農業振興資金及び養豚振興資金の貸付けをすることができる。

2 農業振興資金及び養豚振興資金は、農業者等の所属する農業団体に貸付けして、当該農業者に融資する。

(農業振興資金の用途)

第22条 農業振興資金の用途は、農業用施設の取得、機械器具の導入、家畜若しくは市長が指定する農産物の種苗の購入又は永年性作物の植栽に必要な経費とする。

(養豚振興資金の用途)

第23条 養豚振興資金の用途は、肉用子豚、繁殖豚その他規則で定める生産資材等の購入に必要な経費とする。

(融資及び貸付けの限度額)

第24条 農業振興資金は、一の年度において、一農業者等に対する融資の限度額を500万円として農業団体に貸し付けるものとする。

2 養豚振興資金は、一の年度において、一農業者等に対する融資の限度額を2,000万円として農業団体に貸し付けるものとする。ただし、貸付けの総額は、5,000万円を超えないものとする。

(助成又は貸付けの申込み)

第25条 この条例に基づく助成又は貸付けを受けようとするものは、規則で定めるところにより、申込書を市長に提出しなければならない。

(償還期間等)

第26条 農業振興資金の償還期間は、借入れの日から10年以内とし、うち据置期間は2年以内とす

る。

- 2 農業振興資金の償還方法は、元利均等払いとする。
- 3 養豚振興資金の償還期間は、借入れの日から1年以内とする。

(利率)

第27条 農業振興資金及び養豚振興資金（以下これらを単に「資金」という。）の貸付利率は、年3.5パーセント以内とする。

- 2 農業団体が農業者等に融資するときの利率は、年4.0パーセント以内とすることができる。

(助成又は貸付けの決定)

第28条 市長は、第25条の申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成又は貸付けの決定を行い、その結果を通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の決定を行うにつき、助成又は貸付けの目的を達成するため必要な条件を付すことができる。

(金銭消費貸借契約)

第29条 資金の貸付決定通知を受けた農業団体の代表者は、市長と金銭消費貸借契約を締結するものとする。

(立入調査等)

第30条 市長は、助成又は貸付けの決定を受けたもの（以下「助成決定者等」という。）に対して、必要な報告を求め、又は立入調査をすることができる。

(申込内容の変更)

第31条 助成決定者等は、助成又は貸付けに係る申請内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(利子の免除等)

第32条 市長は、農業団体から資金の融資を受けたものが災害その他の特別な理由により融資の償還が困難と認められるときは、農業団体に貸付けした当該資金の償還を猶予し、又はその利子の全部若しくは一部を免除することができる。

(助成又は貸付けの取消し)

第33条 市長は、助成決定者等が次の各号の一に該当するときは、助成又は貸付けの決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成又は貸付けの決定内容又は条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成又は貸付けを受けたとき。

(3) その他不正の行為があったとき。

(資金の一時償還等)

第34条 市長は、助成決定者等が前条の各号の一に該当するときは、第26条の規定にかかわらず、貸付けした資金の全部若しくは一部を一時に償還させ、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(違約金の徴収)

第35条 市長は、農業団体が償還金又は一時償還金を償還期日までに納付しなかったときは、違約金を徴収することができる。

(農業団体の責務)

第36条 農業団体は、市が実施する効率的かつ安定的な農業経営の育成に資する農業経営基盤の強化のための施策に協力しなければならない。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第7条の規定は、平成6年度に新たに固定資産税が課税される農業用施設等の設置又は導入をしたものから適用する。ただし、第6条及び第8条から第13条までの規定は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成6年度に新たに固定資産税が課税される農業用施設等の設置又は導入をしたものが第7条の助成を受けようとするときは、この条例の施行の日の翌日から40日以内に第25条に規定する助成の申請を行わなければならない。

(利率の特例)

3 この条例の施行の日から平成13年3月31日までの間、第27条中「年3.5パーセント以内」とあるのは「年2.5パーセント以内」と、「年4.0パーセント以内」とあるのは「年3.0パーセント以内」とする。

(千歳市種畜貸付条例等の廃止)

4 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 千歳市種畜貸付条例(昭和26年千歳市条例第22号)

(2) 千歳市農業振興資金条例(昭和38年千歳市条例第27号)

(千歳市種畜貸付条例等の廃止に伴う経過措置)

- 5 この条例による廃止前の千歳市種畜貸付条例の規定により貸付けられた種畜及びこの条例による廃止前の千歳市農業振興資金条例の規定により貸付けられた農業振興資金については、なお従前の例による。

(千歳市基金条例の一部改正)

- 6 千歳市基金条例（昭和39年千歳市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「千歳市農業振興資金条例（昭和38年千歳市条例第27号）による農業振興資金及び水田農業確立対策等に係る特別対策推進の資金」を「千歳市農業振興条例（平成6年千歳市条例第27号）による農業振興資金」に改める。

第8条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

(助成の特例措置)

- 7 平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間に限り、市長は、農業者等がグリーン・ツーリズム（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第1項に規定する農村滞在型余暇活動をいう。）に資することを目的に規則で定める施設を設置し、又は整備するときは、千歳市農業振興基金を財源として、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

附 則（平成11年3月24日条例第3号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日条例第9号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月20日条例第27号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千歳市農業振興条例第2条及び第4条の規定は、この条例の施行の日

以後の申込みに係る助成又は貸付けについて適用し、同日前の申込みに係る助成又は貸付けについては、なお従前の例による。

(千歳市基金条例の一部改正)

3 千歳市基金条例(昭和39年千歳市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「千歳市農業振興条例(平成6年千歳市条例第27号)による農業振興資金及び養豚振興資金」を「農業及び林業の振興を推進する資金」に改める。

第8条第1項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 農業振興基金 農業及び林業の振興を推進する事業の財源に充てるとき。

附 則(平成22年3月24日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千歳市農業振興条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る助成又は貸付けについて適用し、同日前の申込みに係る助成又は貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月24日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千歳市農業振興条例第6条及び第8条から第13条までの規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る助成について適用し、同日前の申込みに係る助成については、なお従前の例による。